明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則（会計検査院一〇）　一
〔告　示〕
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（内閣府二七八）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務四九〇）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とアフリカ開発銀行との間の書簡の交換に関する件（外務三五九）　三
○エレベーター構造規格の一部を改正する件（厚生労働四一七）　三
○医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件の一部を改正する件（同四一八）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二一二〇～二一三五）　四
○砂防法第二条の土地を指定及び解除する件（国土交通一〇七八、一〇七九）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一〇八〇）　六
○水先人に免許を与えた件（同一〇八一）　七
○運輸審議会から答申があった件（同一〇八二）　八
○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境九四）　八
○地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（同九五）　八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局九五、九六）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局二六三）　八
〔国会事項〕
閣議決定等事項　八
〔人事異動〕
内閣府　法務省　最高裁判所　八
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二
〔資　料〕
閣議決定等事項　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
土地家屋調査士懲戒処分、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
型式住宅部分等製造者の認証関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三一
会社その他

規　則

○会計検査院規則第十号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十月二十七日

会計検査院長　重松　博之

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十条第一項」を「第十一条第二項第五号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十月十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

二　構造改革特別区域の名称　あいち自動車輸送効率化特区

三　構造改革特別区域の範囲　名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、東海市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、田原市及びみよし市並びに愛知県知多郡東浦町及び額田郡幸田町の全域